

第二期十和田市浄化槽整備事業

業務要求水準書

令和3年12月

十和田市 上下水道部 下水道課

I 総則

1 業務要求水準書の適用

この業務要求水準書は、十和田市（以下「市」という。）が第二期十和田市浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 2 条第 5 項に基づいて選定する事業者（以下「PFI 事業者」という。）に要求する業務水準を示すものである。

2 事業実施の基本

本事業は、浄化槽整備区域内における浄化槽の設置、市で管理する浄化槽（寄附採納により市に帰属された浄化槽を含む。以下「小型浄化槽」という。）の維持管理、小型浄化槽の補修、及び浄化槽汚泥等の資源化の検討について、PFI 事業者を実施させる方式、いわゆる BTO（Build - Transfer - Operate）方式により実施される。

本事業の実施にあたって PFI 事業者は、本事業の目的であるが公共水域の水質保全、並びに生活環境の改善を図ることへの十分な理解と、その趣旨を尊重するものとする。

また、市は本事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分に理解し、市と PFI 事業者は対等な立場で事業の円滑な推進に向けて相互に協力、協調するものとする。

3 遵守すべき法令等

PFI 事業者は、本事業を実施するにあたり浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他の関係法令、条例、基準等を遵守しなければならない。下記にその主なものを掲げる。

- ・十和田市下水道条例（平成 17 年 1 月 1 日条例第 207 号。以下「条例」という。）
- ・十和田市下水道条例施行規程（平成 17 年 1 月 1 日公営企業管理規定第 18 号）
- ・十和田市排水設備設計施工指針
- ・浄化槽法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
- ・建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 127 号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）
- ・上記法律等に関連する施行令、施行規則、及び通知、通達等
- ・浄化槽整備事業国庫補助制度関係通知

4 国庫補助制度への対応

本事業で設置された浄化槽の買い取りについては、環境省所管国庫補助事業である循環型社会形成推進交付金（公共浄化槽等整備推進事業）を活用して実施することを予定しているものである。したがって、P F I 事業者は本事業の実施にあたり、前述の国庫補助事業が円滑に執行できるよう留意する必要がある。

なお、本事業に関する国庫補助制度について重要な変更があったときは、必要に応じて市及びP F I 事業者が互いに協力し、本事業の継続に努めるものとする。

5 官公署等その他関係機関に対する手続き等

本事業の実施に当たって必要となる官公署等関係機関への申請手続きについては、P F I 事業者の責任において行うこと。また、市が行うべき手続きに必要な書類・資料等の作成について、P F I 事業者は全面的に協力するものとする。

6 P F I 事業者の権利義務等に関する制限

P F I 事業者は、事業契約上の地位及び権利義務について、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保提供、その他の方法により処分してはならないものとする。

本事業を遂行するため、P F I 事業者に出資を行った企業は、本事業が終了するまでその株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならないものとする。

II 事業の推進に関する事項

1 業務全体に関する事項

P F I 事業者は、本事業が生活排水の適正な処理の推進によって、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とするものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

P F I 事業者は、本事業の実施において、常に品質向上と安全確保に努めるとともに、業務の効率性及び透明性を確保し、本事業に対する住民の信頼度の向上に努めなければならない。

P F I 事業者は、経営の安定を図るため、適切な経営管理に努めなければならない。

2 環境負荷軽減に関する事項

P F I 事業者は、浄化槽の設置において、近隣・周辺に対する騒音、振動、粉じん等の影響を抑制するとともに、発生する廃棄物や残土について適切に処理しなければならない。また、小型浄化槽からの放流水について、適正な水質の確保をするために必要な措置を講じなければならない。

3. 住民サービスに関する事項

P F I 事業者は、住民に対して良質なサービスを提供するため、相談窓口の設置や緊急対応のための体制を構築するなど、種々の工夫を行うものとする。また、本事業を効率的に推進するため、広報資材を活用し住民に対する周知・P Rを行うものとする。

広報内容については次の項目を例とするが、この他P F I 事業者からの多彩な提案を求めるものである。

- (1) 本事業の趣旨と概要
- (2) 本事業における市、P F I 事業者及び住民の関係と各々の役割
- (3) 地域の生活環境の現状
- (4) 小型浄化槽の必要性和みなし（単独処理）浄化槽との相違
- (5) 小型浄化槽の設置工事の概要
- (6) 小型浄化槽設置工事に伴う家屋の改築工事と費用負担及び権利関係
- (7) 小型浄化槽の維持管理の概要
- (8) 小型浄化槽の使用方法、仕様上の留意事項及び浄化槽使用料

4 事業の効率化推進のための措置

本事業の効率的推進のためには、浄化槽の設置にかかる住民負担の軽減がもっとも効果があると考えられる。このため、排水設備工事や家屋改築工事の費用等における住民負担の軽減について、応募者から提案を広く求めるものである。

Ⅲ 浄化槽の設置に関する事項

1 設置工事の実施体制

P F I 事業者は、浄化槽の設置工事について必要な資格者を適切に配置し、労働安全衛生法に基づく安全管理に留意した上で実施しなければならない。

P F I 事業者は、必要に応じて協力企業に設置工事の一部を請け負わせることができる。ただし、当該協力企業が、設置工事に必要な資格（許認可・届出等）を有するとともに、必要な資格者を適切に配置できる場合に限るものとする。なお、この場合において P F I 事業者は、当該協力企業への適切な業務管理を行わなければならない。

2 設置工事の実施

- (1) P F I 事業者は、浄化槽の設置工事に関する調査・設計について、当該浄化槽の設置申請者と協議し、その結果に基づいて工事計画書を作成するものとする。また、必要に応じて利害関係者との調整を行わなければならない。
- (2) 本事業で設置する浄化槽は、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和 60 年 9 月 27 日厚生省・建設省令第 1 号）に適合するとともに、循環型社会形成推進交付金（公共浄化槽等整備推進事業）における環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件に該当するものでなければならない。
- (3) 小型浄化槽の整備目標基数は、浄化槽整備区域における未普及世帯である 1,214 世帯のうち、将来の整備率及び過去の実積値を勘案し、以下のとおりとする。ただし、目標基数であり、達成義務を負荷するものではない。また、目標を達成するため、市は P F I 事業者に積極的に協力するものである。

表 1 整備目標基数

対象世帯 (R 2 末時点)	第 1 期 H 1 9 ~ R 3 ※	第 2 期 R 4 ~ R 1 3	備考
整備区域 2,756 世帯	5 5 6 基	3 0 基/年	人槽規模は 実績割合に より算出
整備済 1,542 世帯	(新設 499 基)	(5 人槽 18 基)	
未整備 1,214 世帯	(寄附 57 基)	(7 人槽 12 基)	

※第 1 期の整備基数は R 2 末時点での基数（除却分を除く）

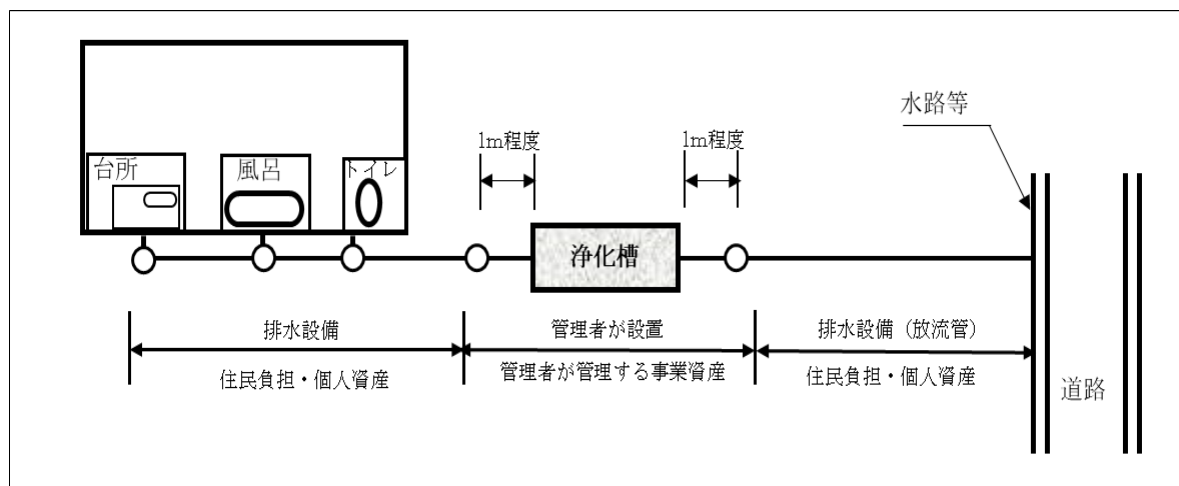
3 設置工事の手続き

- (1) 小型浄化槽の設置を希望する者（以下、「設置申請者」という。）は、P F I 事業者を経由して、条例に規定する小型浄化槽設置申請書を下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出するものとする。また、P F I 事業者は、小型浄化槽設置申請にあたり、設置申請者に本事業及び工事の内容、設置後の維持管理や使用方法、条例に定める分担金及び使用料、その他必要な事項について十分に説明しなければならない。
- (2) P F I 事業者は、申請図書の作成にあたり、排水設備業者など関係業者との調整を積極的に行うものとする。
- (3) 管理者が申請書を受理したときは、速やかに内容を確認し、可否について通知する。また、設置可であるときは条例に定める分担金納付書を発行する。
- (4) 設置申請者は、浄化槽設置工事に着手するまでの間に、条例に定める分担金を納付するものとし、着手まで納付すべき金額は1/4の額以上とする。
- (5) P F I 事業者は、市が提示した基本仕様に基づき浄化槽の設置工事を自らの責任により施工する。
- (6) 完成した浄化槽施設は、市の完了検査を受けなければならない。また、完成検査後、速やかに引渡しを行い、市の所有とする。なお、引渡し完了まではP F I 事業者の所有であり、管理はP F I 事業者が行う。

4 設置工事の範囲

- (1) 設置工事の対象とする家屋の用途は、一般住宅、共同住宅のほか、事務所、店舗等の対象とし、人槽規模が40人槽以下のものとする。ただし、次のア～ウに掲げるものは対象外とする。
 - ア 開発行為によるもの
 - イ 販売の目的で建築されたもの
 - ウ 国、地方公共団体及びこれらに準じる公団、公社又は独立行政法人の所有であるもの
- (2) この事業による設置工事の範囲は、下図に示されている管理者が管理する事業資産の範囲とする。寄附採納により市への帰属された浄化槽の範囲も同様とする。

図 小型浄化槽の維持管理範囲



4 設置工事の検査

- (1) 浄化槽設置工事に関し、P F I 事業者は合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（厚生省通知平成元年2月8日衛浄第8号通知、改定：平成10年6月30日衛浄15号）に準じ、チェックリストにより自主検査を行い、工事写真等必要な書類を作成し、保管するものとする。
- (2) 上記により検査を終えた浄化槽について、市は当該浄化槽の完了検査を行い、合格したときには、その旨を通知し、買い取りの対象とする。

5 指定検査機関の行う法定検査

P F I 事業者は、浄化槽設置申請にあたり指定検査機関が行う法定検査（法第7条検査）を申し込まなければならない。また、法定検査の結果において不適正等となった場合、市へ報告の上、P F I 事業の責任において適正な機能を発揮するよう必要な措置を講じなければならない。

6 設置工事におけるリスク分担

- (1) 本事業に対する国庫補助制度の変更に起因して本事業スキームに重要な変更が行われた場合、これに起因する事業の遅延等の責任は市が負うものとする。
- (2) 契約成立後の住民への周知・設置推進のP Rについて、市は可能な限り協力するが、その責任はP F I 事業者が負うものとする。
- (3) P F I 事業者が設置工事のために行った調査、設計の不備及び誤り等から生じる責任、並びにこれらに起因する修繕費用等、また実施工程の遅延等にかかる責任は、P F I 事業者が負うものとする。
- (4) 浄化槽の設置工事に伴う各種トラブル（浄化槽法等に基づく手続き、工事計画、工事費算定、近隣騒音などを含む）処理は、P F I 事業者が行うものとする。
- (5) 工事期間中の自然災害による軽微な施設損壊等の修繕費による費用は、P F I 事業者が負担するものとする。
- (6) 浄化槽の完成後、設置申請者の不幸や転居等により買い取りの必要性がなくなった場合においては、原則として市が買い取りするものとする。ただし、それに関してP F I 事業者の判断に過失があった場合は、P F I 事業者はその限度に応じて、市に損害賠償する責任があるものとする。
- (7) P F I 事業者は第三者賠償保険に加入するものとする。この保険は、設置工事に伴い第三者に損害を及ぼした場合生じた損害を負担する。
- (8) P F I 事業者は、浄化槽に異常が生じ、その原因者が明らかでないときに、浄化槽団体の責任において速やかに改善措置をとるために、(社)全国浄化槽団体連合会の機能保証制度（保険）に加入することを原則とする。
- (9) その他、「市とS P Cのリスク分担の基本的な考え方」（別紙3）によるものとする。

IV 維持管理に関する事項

1 維持管理の実施体制

P F I 事業者は、浄化槽の維持管理について必要な資格者を適切に配置するとともに、故障等緊急時に迅速な対応を図るため、24時間体制を確保しなければならない。また、P F I 事業者は、小型浄化槽の使用状況や稼働状況の把握に努めるとともに、指定検査機関の実施する法定検査（法第 11 条検査）に対して協力しなければならない。

2 維持管理業務の実施

(1) P F I 事業者は、予め維持管理計画を作成し、市の承認を得なければならない。

維持管理計画には、設置後の保守点検及び汚泥清掃・収集運搬の手順・実施時期、指定検査機関との連携方法並びに法定検査の判定結果への対処方法を示すこと。

(2) P F I 事業者は、事業契約の規定に基づき、浄化槽法などの関連法令に則して当該浄化槽の維持管理業務を適切に実施しなければならない。

また、P F I 事業者は、個々の小型浄化槽の使用環境を把握し、小型浄化槽の状態に応じた維持管理等の頻度及び内容を適切に管理するとともに、維持管理の品質向上を図るため、以下の事項を実施しなければならない。

ア 小型浄化槽の正常な機能を維持するため、清掃時期の判断方法を明らかにするとともに、事故や故障の未然防止に係る措置を講じること。

イ 小型浄化槽の保守点検について、物件ごとに記録を作成すること。

ウ 保守点検において小型浄化槽に不具合が認められた場合、又は法定検査において「不適正」となるなどの指摘を受けたりした場合は、小型浄化槽の適正な機能を維持するための必要な措置を講じるとともに、市へ報告すること。

エ 小型浄化槽の修繕が必要となった場合、市と負担区分について協議し修繕対応を行うものとする。

(3) 維持管理の対象は、本事業により設置される浄化槽、寄附採納を受けた浄化槽、及び現在管理している小型浄化槽であり、個々の維持管理の開始については、以下のとおりとする。

ア 本事業により設置される浄化槽は、設置工事完了後、直ちに維持管理を開始する。

イ 寄附採納を受けた浄化槽は、市の管理に切り替わる日から維持管理を開始する。

ウ 現在、管理している小型浄化槽は、令和 4 年 4 月 1 日より維持管理を開始する。

(4) 市は、浄化槽の引渡し日、もしくは寄附採納を受けた日をもって浄化槽の所有権を取得するとともに、事業契約に基づき P F I 事業者へ当該浄化槽の維持管理業務を委託したものと見なす。

(5) 小型浄化槽へ接続するための排水設備（除害施設を含む）は、公共下水道等と同様に個人財産であるため、所有者または使用者が自らの責任で管理すべき施設である。

また、小型浄化槽からの放流管及び浸透枮等についても同様とする。

3 維持管理予定基数

P F I 事業者は、事業契約に定める事業期間中において小型浄化槽の維持管理を行うものとし、その予定基数は表 2 のとおりとする。

表 2 小型浄化槽の維持管理予定基数

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
5 人槽	282	300	318	336	354	372	390	408	426	444
6～7 人槽	296	308	320	332	334	356	368	380	392	404
8～10 人槽	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
11～15 人槽	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
16～20 人槽	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
21～25 人槽	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
26～30 人槽	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
31～40 人槽	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合計	621	651	681	711	741	771	801	831	861	891

※単位は基

4 浄化槽使用料の徴収と維持管理業務の対価

- (1) 設置申請者もしくは寄附申込者は、使用開始について、P F I 事業者を經由して市に届出するものとする。
- (2) 市は、条例に基づき、浄化槽使用者から小型浄化槽の使用料を徴収するものとする。
- (3) 市は、事業契約に基づき、小型浄化槽の維持管理費を P F I 事業者へ支払うものとする。

5 農地還元についての検討

- (1) P F I 事業者は、維持管理業務を行うにあたり、浄化槽清掃時に引き抜かれた汚泥の肥料化など農地還元について検討を行うものとする。
また、検討した結果について、市へ報告するものとする。
- (2) 市は、P F I 事業者から提出された検討結果について精査し、実施について P F I 事業者と協議を行う。

6 維持管理業務におけるリスク管理

- (1) 浄化槽使用料不納者に対する責任は、市が負うものとする。
- (2) その他、「市と S P C のリスク分担の基本的な考え方」(別紙 3) によるものとする。

V 業務実施状況の監視に関する事項

1 監視の方法

- (1) 市は、P F I 事業者の小型浄化槽の設置、維持管理の実施に関し、いつでも P F I 事業者の説明を求め、必要に応じて現場で確認することができる。
- (2) P F I 事業者は、毎年4月末までに、当該年度における小型浄化槽の維持管理の計画書を作成し市に提出し、同意を得るものとする。
- (3) P F I 事業者は、毎年2月末日までの実績について、当年度の業務に関する報告書を作成し、3月末日までに市に提出するものとする。
- (4) P F I 事業者は、本事業を継続的に実施できる財務状況にあることを明らかにするため、P F I 事業者の毎決算期終了後、速やかに会社法（平成17年法律第86号）に定める会計監査人及び監査役による監査を受けた財務書類を市に提出しなければならない。なお、提出された財務書類等について、市が必要と認めるときは、P F I 事業者の了承を得た上で公表する場合がある。
- (5) 提出させる財務書類は、会社法第435条第2項に規定された当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの）及び事業報告並びにこれらに付属明細書をいう。

2 監視結果の評価

- (1) 市は、P F I 事業者が本事業に係る業務を適正に実施しているかについて、P F I 事業者の業務執行体制及び事業収支等の財務状況並びに設置及び維持管理に関して、事業契約書及び業務要求水準書等に示す水準を満たしているかの監視を行い、その結果を評価する。また、市が必要と認めるときは、監視の結果を公表する場合がある。
- (2) 市は、前項の評価を行うにあたり、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。
- (3) 評価の結果、P F I 事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の業務要求水準を下回る場合、市はP F I 事業者に対して修復勧告を行い、修復策の報告と実施を求めることができるものとする。

VI その他の事項

1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市とPFI事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する契約変更、解除等の具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、十和田地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないときは、市は事業契約を解除することができるものとする。

イ PFI事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の業務要求水準を下回り、その他事業契約に定めるPFI事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、PFI事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。その結果、PFI事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ PFI事業者が倒産、会社更生、民事再生もしくは特別清算の手続きの開始その他これらに類する破産手続きの開始の申し立てをしたときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

エ 事業契約後、事業者または事業者の構成員が、募集要項における失格条項に該当となった際に、市が事業者に対して一定の期限を定めて改善を催告し、この期限を経過しても改善されないときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

オ 前各号に掲げる場合のほか、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、契約上の義務に違反し、かつその違反により契約の目的を達することができないと認められるときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市が、契約上のサービス対価の支払いを遅延し、PFI事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないときは、PFI事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

イ PFI事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、市が契約上の義務に違反し、かつその違反により契約の履行が困難なときは、PFI事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、市またはPFI事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及びPFI事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行い、一定の期間内に協議が整わないときは、事業契約を解除す旨を書面により通知することにより、事業契約を解約することができるものとする。

(4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力による契約終了時の清算方法の詳細等は、事業契約で規定する。

3 支払い手続き

(1) 設置工事完了後における小型浄化槽の買取り手続き

ア P F I 事業者は、毎年2月末までに市へ引渡した浄化槽に係る対価の支払いを市に請求する。

イ 市は、P F I 事業者からの請求に対し、予算の範囲内で契約に定める対価を支払う。

(2) 維持管理業務に係る支払い手続き

ア P F I 事業者は、毎月、維持管理の対象となっている浄化槽について、当該月の業務報告書を翌月10日までに市へ提出し、市は維持管理実績について確認する。

イ P F I 事業者は、維持管理実績に基づく対価の支払いを市に請求する。

ウ 市は、P F I 事業者からの請求に対し、予算の範囲内で契約に定める対価を支払う。

(3) 買取り単価及び維持管理額の基準額

ア 浄化槽設置工事に係る対価は、循環型社会形成推進交付金における基準額以内とする。

イ 維持管理業務に係る対価は、特定事業の選定時におけるP F I 方式設計維持管理単価以内とする。

表3 小型浄化槽の買取り基準額 及び 維持管理基準額 (単価)

人槽	買取り基準額	維持管理基準額 (年額)
5人槽	882,000円	52,800円
6～7人槽	1,104,000円	66,000円
8～10人槽	1,495,000円	92,400円
11～15人槽	2,191,000円	110,000円
16～20人槽	2,937,000円	136,400円
21～25人槽	3,491,000円	144,100円
26～30人槽	4,271,000円	204,600円
31～40人槽	4,743,000円	223,300円

※基準額は消費税込み(10%)とする。